

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により，指宿地域交流施設整備等事業について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 15 年 5 月 19 日

指宿市長 田原迫 要

1 入札に付する事項

(1) 事業名

指宿地域交流施設整備等事業

(2) 事業実施場所

指宿市小牧字磯 52 番地他

(3) 事業内容

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）の範囲とし，以下のとおりとする。

ア 地域交流施設

(ア) 施設の設計・建設業務

a 施設の設計及びその関連業務

b 施設の建設及びその関連業務

c 工事監理業務

d 建築確認申請等の手続業務及び関連業務（必要となる官庁への諸手続を含む。）

e 施設の所有権移転に関する業務

(イ) 施設の維持管理業務

a 建物保守管理業務（点検・保守，修繕）

b 建築設備保守管理業務（点検・保守，運転・監視，修繕）

c 清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）

d 植栽・外構維持管理業務

e 警備業務

(ウ) 施設の運營業務

a 特産物販売業務

b 地域情報発信業務

c 民間事業者の自由提案による自主運營業務

イ 都市公園

(ア) 公園の維持管理業務

a 休養・修景施設保守管理業務（点検・保守，修繕）

b 休養・修景施設設備保守管理業務（点検・保守，運転・監視，修繕）

c 清掃業務（公園内の清掃業務）

d 植栽・外構維持管理業務

e 警備業務

ウ 道の駅

(ア) 施設の維持管理業務

a 建物保守管理業務（点検・保守，軽微な修繕）

b 清掃業務（建物内部及び敷地内の清掃業務）

c 植栽・外構維持管理業務

d 警備業務

(4) 事業期間

事業期間は，契約締結日から平成 31 年 9 月 30 日までとする。なお，運営期間は，平成 16 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの 15 年間とする。

2 契約条項を示す日時及び場所に関する事項

希望者には，入札説明書等の配布等を次のとおり行う。

(1) 入札説明書等の配布

ア 期間 平成 15 年 5 月 19 日（月）から 5 月 23 日（金）まで

イ 時間 9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

ウ 場所 指宿市役所 総務部企画課企画係

(2) 入札説明会

ア 日時 平成 15 年 5 月 23 日（金） 13 時 30 分から

イ 場所 指宿市役所 3 階大会議室

ウ 申込方法 参加希望者は，書面（様式は入札説明書に添付）により，電子メール又はファクシミリで申込みをすること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者（以下「応募者」という。）の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は，地域交流施設の設計，建設，維持管理，運営並びに都市公園及び道の駅の維持管理を行う能力を有した単独企業（以下「応募企業」という。）又は，これらの能力を有する者を含むグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募企業又は応募グループは，施設を設計する企業（以下「設計企業」という。），施設を建設する企業（以下「建設企業」という。），施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）により構成されるものとする。（これらの企業を以下「構成員」という。）ただし，設計企業及び維持管理企業については，協力企業とすることも建設企業が兼ねることも可とする。

ウ 応募グループで申し込む場合には代表者を定めるとともに，代表者は本事業を実施するための特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を行うものとする。SPC は仮契約調印までに設立するものとする。

エ 応募企業又は応募グループの構成員は，他の応募企業，応募グループの構成員となることはできない。また，応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし，やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行うものとする。

オ 構成員以外の者が S P C に出資することを認める。ただし、構成員の S P C に対する出資比率は 50% 以上とする。

(2) 応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者

イ 資格確認基準日（参加意志表明時点）に指宿市又は鹿児島県の指名停止処置を受けていない者

ウ 最近 1 年間の法人税及び法人事業税を滞納していない者

エ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与していない者

なお、本事業の業務に関わっている者は以下のとおり。

財団法人 都市経済研究所

福元法律事務所

オ 経営不振の状態（会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、及び手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者

カ 設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

キ 建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、応募グループで申し込む場合、アからオまでの要件は構成員全員が満たす必要があるが、カ又はキについては当該企業グループの構成員のいずれかの者が満たすことをもって足りるものとする。

4 入札（提案書の提出を含む。）の日時及び場所に関する事項

入札参加者は、次により資格審査書類、提案書及び必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書及び参加資格申請書の提出

ア 日時 平成 15 年 6 月 26 日（木）9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで

イ 場所 指宿市役所 総務部企画課企画係

(2) 入札（提案書の提出を含む。）

ア 日時 平成 15 年 7 月 29 日（火）9 時から 12 時まで

イ 場所 指宿市役所 総務部企画課企画係

5 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付は免除する。

6 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札金額以外の記載事項が押印を付さずに加除訂正されている入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (6) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法に関する事項

落札者の決定方法は、以下のとおり総合評価一般競争入札による。

(1) 落札者の決定方法

市は、学識経験者等で構成する「指宿市PFI事業者選定審査委員会」の選定した最優秀案をもとに落札者を決定する。

(2) 評価の方法

審査は、資格審査書類（応募資格）の確認の上、提案書の内容についてあらかじめ定められた評価項目及び配点により審査を行い優秀提案を選定する。

8 契約書作成の要否等に関する事項

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

9 その他

- (1) 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札説明書，要求水準書，落札者決定基準，契約書案は省略し，指宿市総務部企画課企画係に備え置く。
- (3) 本入札に関する担当部署 指宿市総務部企画課企画係